

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年2月18日学長裁定)

旭川医科大学旅費細則の一部を改正する細則

旭川医科大学旅費細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(移転料の調整)</p> <p>第17条 赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合は、現実の路程に応じた旅費規程別表第2の移転料定額によるものとする。</p> <p><u>2 旅費規程第22条第2項に規定する「学長が特に必要と認めた場合」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員，検察官，独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員，特別職に属する国家公務員，地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者であった者が，人事交流により引き続き本学職員に採用された場合をいう。</u>（新設）</p> <p><u>3 旅費規程第22条第2項の規定により支給する移転料の額は、同条第1項各号に規定する額にその100分の100に相当する額を加算した額を限度とする。</u>（新設）</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>(略)</p> <p>(移転料の調整)</p> <p>第17条 赴任に伴う現実の移転の路程が旧勤務地から新勤務地までの路程に満たない場合は、現実の路程に応じた旅費規程別表第2の移転料定額によるものとする。</p> <p>(略)</p>

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第10条第1項関係）

旅費を支給するために必要な書類

1～13 （略）	（略）
14 旅費規程第22条又は第35条に規定する移転料	役職員の移転，扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか， <u>旅費規程第22条第2項に該当する場合にはその支払いを証明するに足る書類，同条第4項の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書，同規程第35条第3項の規定に該当する場合にはその移転の許可書</u>
15～25 （略）	（略）

（略）

【改正理由】

移転料の実費額支給について，所要の改正を行うものである。

別表第1（第10条第1項関係）

旅費を支給するために必要な書類

1～13 （略）	（略）
14 旅費規程第22条又は第35条に規定する移転料	役職員の移転，扶養親族であること及びその移転を証明する書類のほか， <u>旅費規程第22条第3項</u> の規定に該当する場合にはその期間延長の許可書，同規程第35条第3項の規定に該当する場合にはその移転の許可書
15～25 （略）	（略）

（略）